

守山市介護サービス事業者食材費高騰対策支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食材費の物価高騰の影響を受ける市内の介護保険サービス事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、その経済的な負担軽減を図るため、予算の範囲内において守山市介護サービス事業者食材費高騰対策支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するに当たり、守山市補助金等交付規則（昭和53年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業所)

第2条 この交付金を受けることができる事業所は、別表に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業で食事を含めた介護サービスを令和6年度および令和7年4月1日時点において市内で実施し、交付申請日以降においても同事業を継続する見込みのある事業所とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、別表に定めるサービス種別ごとの基準額に定員（令和7年4月1日時点）の数を乗じた額とする。

2 前項の規定に関わらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までにかけて各事業所が定める1日あたりの食事の提供に要する費用（おやつ代を含む。以下「食費」という。）について価格改定を行っている場合は、次の各号の価格改定前後の差額（以下「価格改定差額」という。）に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) 価格改定差額が別表に定める基準単価以内の場合は、基準額に2分の1を乗じた額に定員の数を乗じた額を交付金の額とする。

(2) 価格改定差額が別表に定める基準単価を超えた場合は、価格改定前のサービス提供実施日数に応じ、前号に基づき算定を行うものとする。価格改定後のサービス提供実施日数については交付を行わないこととする。

3 前項の規定に関わらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に休止または定員変更した場合は、サービス提供実施日数に応じて支給額の算定を行う。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする事業者は、守山市介護サービス事業者食材費高騰対策支援事業交付金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）および申請事業所一覧表（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 令和6年4月1日時点および令和7年3月31日時点の運営規程または重要事項説明書の写し（食費の金額が記載された書類）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出により、規則第11条に規定する実績報告があったものとみ

なす。

- 3 交付金の申請は、1事業者当たり1回限りとする。

(交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに交付金の交付の可否を決定し、その結果を守山市介護サービス事業者食材費高騰対策支援事業交付金交付可否決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

- 2 市長は、交付金の交付を決定した者に対して、速やかに交付金を交付するものとする。

(申請書の不備による振込不能等の取扱い)

第6条 市長が前条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、交付金の交付を受けた後に第2条の要件に該当しないことが明らかとなった事業者、または偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた事業者に対して、交付金の交付決定の全部または一部を取り消し、守山市介護サービス事業者食材費高騰対策支援事業交付金返還命令書（別記様式第4号）により交付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第8条 交付金の交付を受ける権利は、これを譲渡または担保に供してはならない。

(関係書類の保存)

第9条 本要綱による交付金の交付を受けた事業者は、事業に係る収入ならびに支出を明らかにした帳簿を備え、運営規定などの証拠書類を整理し、かつ当該帳簿ならびに証拠書類を交付申請後5年間保管しておかなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年8月20日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第２条および第３条関係）

サービス種別	基準額 (単位：円)	基準単価 (単位：円)
通所介護	3,828	29
通所リハビリテーション	3,828	29
地域密着型通所介護	3,828	29
認知症対応型通所介護	3,828	29
小規模多機能型居宅介護	3,828	29
介護老人福祉施設	16,243	89
介護老人保健施設	16,243	89
特定施設入居者生活介護	16,243	89
短期入所生活介護	16,243	89
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	16,243	89
認知症対応型共同生活介護	16,243	89